

原子力防災訓練（冬季避難訓練）について

1 目的

積雪時の避難等における対応力の向上

2 実施日

令和3年1月26日（火）14時00分～15時10分

3 訓練会場

柏崎市 市野新田

4 参加人数

- ・新潟県、柏崎市、陸上自衛隊第2普通科連隊 約50人
- ・柏崎市市野新田地区住民 4人

5 訓練想定

柏崎市において震度6強を観測した地震を原因として柏崎刈羽原子力発電所で原子力災害が発生、地震動に伴う除雪道路の雪壁の崩壊等により一般車両の通行が不能となり孤立地域が発生

6 訓練内容

(1) 第1状況

施設敷地緊急事態において、地震による負傷者が孤立地域で発生し、陸上自衛隊の軽雪上車及び県消防防災航空隊のヘリコプターによる救助、搬送を実施

(2) 第2状況

放射性物質放出後において、孤立地域が一時移転対象地域に決定、同地域の住民を陸上自衛隊の大型雪上車等により救助し、一時移転を実施



7 訓練状況



【第1状況①】 負傷者の救助に軽雪上車で向かう自衛隊員



【第1状況②】 軽雪上車を降車し負傷者の救助に向かう自衛隊員



【第1状況③】 負傷者をストレッチャーに乗せてヘリコプターによるピックアップポイントへ搬送する自衛隊員及び県消防防災航空隊員



【第1状況④】 負傷者をヘリコプターにピックアップする県消防防災航空隊



【第2状況①】 軽孤立地域の民家へ軽雪上車で状況確認に向かう自衛隊員



【第1状況③】 状況確認後、孤立地域の民家へ救助に向かう大型雪上車



【第2状況③】 自衛隊員の支援により大型雪上車に乗車する住民の方々



【第2状況④】 住民を乗せて雪上を走行する大型雪上車



【第2状況⑤】 バス避難の集合場所へ向かうため、大型雪上車から高機動車に乗換える住民の方

UPZ内における対応について

UPZ内における対応について、災害時に対応すべき事項及び今後整理や調整が必要な点は、以下の通り（なお、PAZ内における対応と重複する事項については、記載を省略している）。

1. UPZ内における防護措置の考え方

- ① 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始。
- ② 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
 - ✓ 一時移転等に備えた体制（対策本部設置、情報伝達体制の構築等）を整備する必要。

2. UPZ内の観光客等の一時滞在者の避難等

- ① 新潟県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、帰宅等を呼びかける。
- ② 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、自家用車等にて帰宅等を開始。路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- ③ 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、新潟県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。
 - ✓ 帰宅等の呼びかけの開始タイミングを検討する必要。

3. UPZ内住民の一時移転等

- ① UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ② 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、新潟県は県内市町村と、他の避難先の調整を行う。

- ③ 新潟県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している関係地方公共団体等と調整を行う。
- ✓ 新潟県内において、避難住民の受入れが可能な避難先施設を確保できているか確認が必要。
 - ✓ 避難経由所の運営等にかかる要員の確保が必要。

4. UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- ① 学校原子力災害対策本部は関係市町災害対策本部等の指示により、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- ② 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- ✓ 学校・保育所において原子力災害時避難計画を策定する必要。
 - ✓ 引き渡しの開始タイミングを検討する必要。

5. UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- ① UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、新潟県原子力災害対策本部の調整により確保。
- ✓ UPZ外の避難先施設（医療機関、社会福祉施設）の受入施設数、受入可能人数をあらかじめ整理しておく必要。
 - ✓ UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先の調整スキームをあらかじめ明確にしておく必要。

6. UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ① 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ② 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、県災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- ③ また、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- ✓ 避難行動要支援者を支援する体制の構築が必要。

7. 輸送能力の確保

- ✓ 必要な輸送能力（特に福祉車両）をどのように確保するのかをあらかじめ整理する必要。

以上

「放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制」「緊急時モニタリングの実施体制」「原子力災害時の医療等の実施体制」の対応について

「放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制」「緊急時モニタリングの実施体制」「原子力災害時の医療等の実施体制」について、災害時に対応すべき事項及び今後整理や調整が必要な点は、以下の通り。

1. 放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- ① PAZ 内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員（消防団員を含む）のほか、バス会社等の運転者、放射線防護対策施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。緊急時には、自治体職員や避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- ② UPZ 内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点（一部の避難退域時検査場所を活用）で放射線防護資機材を配布。一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算 1mSv を下回ることをあらかじめ確認。また、PAZ 同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
✓ 一時集結拠点の候補地をあらかじめ決めておく必要。

2. 物資、燃料の備蓄・供給体制

- ① 緊急時に備え、関係市町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、新潟県が調整を行い、県内全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通する体制を整備。放射線防護対策施設においては、約 2,000 人が生活できる食料及び生活物資等 3～7 日分を備蓄。
- ② 関係市町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、新潟県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。
✓ 物資供給の流れをあらかじめ決めておく必要。

3. 緊急時モニタリングの実施体制

- ① 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企

画調整グループ及び情報収集管理グループを柏崎刈羽オフサイトセンターに、測定分析担当は、新潟県放射線監視センターに拠点を設置する。UPZ 外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応にあたる。柏崎刈羽原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。

- ② 柏崎刈羽地域における UPZ 内の 8 市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点 146 地点を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。柏崎刈羽原子力発電所敷地内及び PAZ 内では、18 地点の測定局で連続測定を実施。UPZ 外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。

4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制

- ① 令和 2 年 9 月 14 日現在、柏崎市の PAZ では 10,440 人、刈羽村では 4,477 人に配布済み。今後も継続して事前配布説明会を開催し、事前配布率の向上を図る。
- ② 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、新潟県及び関係自治体は計 38 箇所の施設に、合計約 618 万丸の丸剤と 3,000 g の粉剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤 (32.5mg) 約 29,100 包、ゼリー状安定ヨウ素剤 (16.3mg) 約 9,660 包を備蓄 (令和 2 年 11 月時点)。
- ✓ 備蓄場所と同じ又はその近隣の施設、住民が避難の際に容易に立ち寄れる場所を緊急配布場所にする必要。
 - ✓ 緊急配布にかかる要員を確保する必要。
 - ✓ 緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される UPZ 内の住民への事前配布を検討する必要。

5. 避難退域時検査の実施体制

- ✓ 避難退域時検査場所における検査手順を検討する必要。
- ✓ 避難退域時検査の実施にかかる資機材、要員を確保する必要。

以上